正誤表

○ 特別支援学校　21ページ　〔21〕

21ページ〔21〕の問題を削除します。

マークシートの解答番号21について、解答記入欄にマークしないでください。

なお、解答番号22～39について、解答記入欄への記入がずれないように正しくマークしてください。

kyosai-guild.jp

8〔特別支援学校〕

受験区分	受験番号	氏　　名

〔注意事項〕

1　試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。

2　この試験は、コンピュータを利用して採点するため、解答用紙にていねいに鉛筆で記入してください。

3　解答用紙には解答記入欄以外に次の記入があるので、監督者の指示に従って、それぞれ正しく記入し、マークしてください。

⑴　受験区分・受験番号欄

受験区分・受験番号（数字）を受験票のとおりに記入し、さらにその下のマーク欄にマークしてください。正しくマークされていない場合には、採点できないことがあります。

⑵　氏名欄、校種等・教科（科目）欄

氏名・フリガナ及び校種等・教科（科目）を記入してください。なお、校種等・教科（科目）については、受験票のとおりに記入してください。

4　試験時間は 60 分です。

5　解答は、解答用紙の解答記入欄にマークしてください。例えば、［1］と表示のある解答番号に対して③と解答する場合は、次の（例）のように解答番号［1］の解答記入欄の(3)にマークしてください。

（例）

解答番号	解答記入欄 1 － 20									
［1］	①	②	●	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩

6　解答用紙の解答記入欄は、全部で、［100］まで記入できるようになっていますが、〔特別支援学校〕試験の解答番号は 1 ～ 39 ですので、解答記入欄の［40］～［100］は絶対に記入しないでください。

7　どの問題も、解答番号一つにつき解答記入欄にマークできる答えは必ず一つです。二つ以上の番号にマークしたものは採点されません。

8　解答番号のマークを間違えたときは、消しゴムで完全に消してからマークしてください。

9　計算を要する問題は、問題用紙の余白を利用してください。解答用紙で計算しないでください。

10　問題の内容についての質問はできません。

kyosai-guild.jp

〔1〕 次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引」（令和３年６月）「第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅰ　視覚障害」の一部である。空欄［ア］～［ウ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［1］。

視覚障害とは，視機能の永続的な低下により，学習や生活に困難がある状態をいう。学習では，［ア］，文字の読み書き，事物の確認の困難等がある。また，生活では，慣れない場所においては，物の位置や人の動きを即時的に把握することが困難であったり，他者の存在に気付いたり，［イ］を察したりするが困難であり，単独で移動することや［ウ］を読み取ったりすることが難しい等がある。

①	ア　動作の模倣	イ　顔の表情	ウ　相手の意図や感情の変化
②	ア　動作の模倣	イ　相手の気持ち	ウ　場の雰囲気や状況の変化
③	ア　動作の模倣	イ　場の雰囲気	ウ　相手の意図や感情の変化
④	ア　数の計算	イ　顔の表情	ウ　場の雰囲気や状況の変化
⑤	ア　数の計算	イ　相手の気持ち	ウ　場の雰囲気や状況の変化
⑥	ア　数の計算	イ　場の雰囲気	ウ　相手の意図や感情の変化

kyosai-guild.jp

〔２〕 次の記述について**適切でないもの**を、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は ２ 。

① 拡大教科書は、文部科学省の検定を経た教科書の文字や図形を拡大して複製したもので、弱視の子どもたちが使用する教科書である。

② 点字の基本構成は６点式であり、縦３点×横２点のマスで表現される。

③ 白杖の使用には歩行訓練が不要であり、誰でもすぐに使用できる。

④ 視覚障害のある子どもには、触覚や聴覚などの代替感覚を活用した指導が効果的である。

kyosai-guild.jp

〔3〕「障害のある子供の教育支援の手引」（令和３年６月）「第３編　障害の状態等に応じた教育的対応」に示された、弱視特別支援学級の対象となる障害の程度として最も適切なものを、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［ 3 ］。

① 両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの

② 視力以外の視機能障害が高度なもののうち，拡大鏡等の補助具を使っても通常の文字や図形などを視覚的に認識することが不可能，または著しく困難な程度のもの

③ 拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

④ 視覚による認識が困難な程度の者で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とするもの

kyosai-guild.jp

〔4〕 次の枠内の記述は、学校教育法施行令（令和５年４月改正）第22条の３に示された表中の「聴覚障害者」の定義の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［4］。

［ア］の聴力レベルがおおむね［イ］デシベル以上のもののうち、［ウ］等の使用によつても通常の［エ］を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの。

① ア　両耳　　イ　三〇　　ウ　補聴援助システム　　エ　話声
② ア　両耳　　イ　三〇　　ウ　集音器　　エ　音声
③ ア　両耳　　イ　六〇　　ウ　補聴器　　エ　話声
④ ア　片耳　　イ　六〇　　ウ　補聴援助システム　　エ　音声
⑤ ア　片耳　　イ　九〇　　ウ　集音器　　エ　話声
⑥ ア　片耳　　イ　九〇　　ウ　補聴器　　エ　音声

kyosai-guild.jp

〔5〕 次のア、イの文は難聴について述べたものである。ア、イの正誤の組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は 5 。

ア　鼓膜や中耳に問題があるものを感音難聴、内耳やその奥の聴神経に疾病があるものを伝音難聴と言う。

イ　補充現象は感音難聴の特徴である。

① ア　正　　イ　正
② ア　正　　イ　誤
③ ア　誤　　イ　正
④ ア　誤　　イ　誤

kyosai-guild.jp

〔6〕 次の記述は、聴覚障害のある児童生徒の教育課程に関するものである。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［6］。

聴覚障害のある子供については、それぞれ小学校、中学校、高等学校の教育課程に［ア］教育を行い、小学校、中学校又は高等学校の教育目標の達成に努めるとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、［イ］を養うことを目標としています。

これらの目標を達成するために、子供一人一人の聴覚障害に伴う［ウ］やコミュニケーション等の障害の状態等に応じた指導とともに、知的障害などを併せ有している場合もあることから、一人一人の［エ］等を考慮した教育課程を編成しています。

① ア 適した　イ 思考力および表現力　ウ 読み書き
エ コミュニケーション方法

② ア 適した　イ 態度及び習慣　ウ 読み書き
エ 障害の状態

③ ア 合わせた　イ 思考力および表現力　ウ 読み書き
エ コミュニケーション方法

④ ア 合わせた　イ 態度及び習慣　ウ 聴覚活用
エ 障害の状態

⑤ ア 準ずる　イ 思考力および表現力　ウ 聴覚活用
エ コミュニケーション方法

⑥ ア 準ずる　イ 態度及び習慣　ウ 聴覚活用
エ 障害の状態

kyosai-guild.jp

〔7〕「障害のある子供の教育支援の手引」（令和３年６月）「第３編　障害の状態等に応じた教育的対応」の語音聴力検査についての記述として**適切でないもの**を、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［ 7 ］。

① 語音聴力検査の目的は，聴覚障害者が言葉を聞いて，それを聞き取る能力と聞き分ける能力が障害のない者のそれと比べ，どのような状態にあるかを知り，その資料を基に聴覚障害の程度の診断や指導の評価，社会にどのように適応していくかなどについて判断することにある。

② 語音聴力検査には，語音聴取域値検査と語音弁別検査とがある。検査リスト及び検査の方法は，日本聴覚医学会で作成されたものが用いられる。

③ 語音聴取域値は，数字リストをいろいろな音の強さで聞かせ，何パーセント正しく聞き取れたかを測定し，その明瞭度曲線を求める。この曲線が 80 パーセントの明瞭度を示した点の音圧をもって表示する。

④ 語音弁別能力とは，あらかじめ決められた単音リストをいろいろな音の強さで聞かせ，その明瞭度曲線を求め，最高明瞭度をパーセントで示したものである。

kyosai-guild.jp

〔８〕 次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引」（令和３年６月）「第３編　障害の状態等に応じた教育的対応」の知的障害のある子供の保護者への助言や支援についての一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［８］。

２～３歳以降，言語発達の遅れに保護者が気付いたり，［ア］で言語発達が遅いことが分かったりすることを契機に，その後の児童相談所における判定や医療機関における診断により，知的障害があることが判明することが多い。また，染色体異常（ダウン症候群等）や，［イ］があることが先に診断され，知的障害が推定されることもある。

保護者が子供に知的障害があることが分かったときの気持ちを出発点として，障害を理解することができるようになるまでの過程においては，関係者の十分な配慮，つまり保護者の［ウ］が特に必要とされる。また，保護者が子供の知的障害や発達の実態を的確に把握し，それに即した教育の方針，方法が考えられるよう配慮して，［エ］等を行いながら個別の教育支援計画等を作成するなどして，子供の障害の状態等について総合的に把握することが大切である。

①	ア　就学時健康診断	イ　脳性麻痺	ウ　心情理解	エ　家庭訪問
②	ア　乳幼児健康診査	イ　遺伝性疾患	ウ　心情理解	エ　教育相談
③	ア　就学時健康診断	イ　遺伝性疾患	ウ　心情理解	エ　進路相談
④	ア　乳幼児健康診査	イ　脳性麻痺	ウ　心理的支援	エ　家庭訪問
⑤	ア　就学時健康診断	イ　脳性麻痺	ウ　心理的支援	エ　教育相談
⑥	ア　乳幼児健康診査	イ　遺伝性疾患	ウ　心理的支援	エ　進路相談

kyosai-guild.jp

〔９〕 次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引」（令和３年６月）「第３編　障害の状態等に応じた教育的対応」の知的障害の子供に対する指導内容の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［９］。

知的障害のある子供は，知的発達の状態等に比較して，着替えにおけるボタンの着脱やはさみなどの道具の操作などが難しいことがある。このことの要因としては，手指の巧緻性などの［ア］や，課題に集中して取り組む［イ］などの他，目と手の協応動作などの［ウ］，あるいは日常生活場面等における［エ］などが考えられる。

このような場合には，道具等の使用に慣れていけるよう，興味や関心がもてる内容や課題を工夫し，使いやすい適切な道具や素材を用いて指導することが大切である。

① ア　経験不足　　イ　持続性の困難さ　　ウ　認知面の課題
　 エ　運動面の困難さ

② ア　経験不足　　イ　運動面の困難さ　　ウ　持続性の困難さ
　 エ　認知面の困難さ

③ ア　持続性の困難さ　　イ　認知面の課題　　ウ　運動面の困難さ
　 エ　経験不足

④ ア　持続性の困難さ　　イ　経験不足　　ウ　認知面の課題
　 エ　運動面の困難さ

⑤ ア　運動面の困難さ　　イ　持続性の困難さ　　ウ　認知面の課題
　 エ　経験不足

⑥ ア　運動面の困難さ　　イ　認知面の課題　　ウ　持続性の困難さ
　 エ　経験不足

kyosai-guild.jp

〔10〕 次の記述は、「特別支援学校学習指導要領解説　各教科等編（小学部・中学部）」（平成30年3月）「第４章　知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科　第２節　知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における指導の特徴について　３　指導の形態について」の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［10］。

日常生活の指導は，児童生徒の日常生活が充実し，高まるように日常生活の諸活動について，知的障害の状態，［ア］，学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するものである。

日常生活の指導は，［イ］を中心として，特別活動の〔学級活動〕など広範囲に，［ウ］の内容が扱われる。それらは，例えば，衣服の着脱，洗面，手洗い，排泄（せつ），食事，清潔など［エ］の内容や，あいさつ，言葉遣い，礼儀作法，時間を守ること，きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において，習慣的に繰り返される，必要で基本的な内容である。

①	ア　発達年齢	イ　生活単元学習	ウ　自立活動	エ　日常生活動作
②	ア　生活年齢	イ　生活単元学習	ウ　各教科等	エ　日常生活動作
③	ア　発達年齢	イ　生活単元学習	ウ　各教科等	エ　個人衛生
④	ア　生活年齢	イ　生活科	ウ　自立活動	エ　個人衛生
⑤	ア　発達年齢	イ　生活科	ウ　自立活動	エ　基本的生活習慣
⑥	ア　生活年齢	イ　生活科	ウ　各教科等	エ　基本的生活習慣

kyosai-guild.jp

〔11〕「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説　総則編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年３月）「第１編　総説　第１章　教育課程の基準の改善の趣旨　第２節　改訂の基本方針　２　インクルーシブ教育システムの推進により，障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ，幼稚園，小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視　ア　学びの連続性を重視した対応」において、知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づいて整理した際、各学部や各段階、幼稚園や小・中学校の各教科等とのつながりに留意し、充実した点の記述として**適切ではないもの**を、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［ 11 ］。

① 小・中学部の各段階に目標を設定した。

② 中学部に２段階を新設し，段階ごとの内容を充実した。

③ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定した。

④ 小学部の子供のうち小学部の４段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者，また，中学部の子供のうち中学部の２段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については，子供が就学する学部に相当する学校段階までの小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領における各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定した。

kyosai-guntou.jp

〔12〕 次の記述は、肢体不自由のある児童生徒についてである。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［12］。

肢体不自由のある子供の多くを占めている脳性まひ児の［ア］においては，次に示すことに留意することが大切である。

・現在使用されている［ア］の多くは，姿勢や運動・動作や言語［イ］に困難がある子供に対する配慮に難点があるので，［ア］では，目と手の協応，速度，言語などを必要とする検査項目の成績が［ウ］現れることがある。
・肢体不自由のある子供は，幼少時から行動範囲の制約による［エ］等により，知的発達に必要な環境からの情報の収集・蓄積が乏しいので，検査項目の内容によっては，成績が［ウ］現れることがある。

①	ア 人格検査	イ 表出	ウ 高く	エ 理解不足
②	ア 知能検査	イ 理解	ウ 高く	エ 体験不足
③	ア 発達検査	イ 表出	ウ 高く	エ 運動不足
④	ア 人格検査	イ 理解	ウ 低く	エ 運動不足
⑤	ア 知能検査	イ 表出	ウ 低く	エ 体験不足
⑥	ア 発達検査	イ 理解	ウ 低く	エ 理解不足

kyosai-guild.jp

〔13〕「特別支援学校学習指導要領解説　各教科等編（小学部・中学部）」（平成30年３月）「第３章　視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科　第４　肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校３　姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫」の記述として**適切でないもの**を、次の①～⑤のうちから選びなさい。解答番号は［13］。

① 肢体不自由のある児童生徒が，学習活動に応じて適切な姿勢を保持できるようにすることは，疲労しにくいだけでなく，身体の操作等も行いやすくなり，学習を効果的に進めることができる。

② 文字を書く，定規やコンパスを用いる，粘土で作品を作るときなどには，体幹が安定し上肢が自由に動かせることが大切である。

③ よい姿勢を保持することは，学習内容を理解する点からも重要である。

④ 上下，前後，左右の方向や遠近等の概念は，自分の身体が基点となって形成されるものであるが，これらの概念は主に感覚的経験よりも教科書や図表などの視覚的教材によって形成されるため，姿勢の安定は概念形成にあまり影響しない。

⑤ 学習活動に応じて適切な姿勢がとれるように，いすや机の位置及び高さなどを調整することについて，児童生徒の意見を聞きながら工夫するとともに，児童生徒自らがよい姿勢を保つことに注意を向けるよう日ごろから指導することが大切である。

kyosai-guild.jp

〔14〕 次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引」（令和３年６月）「第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅳ　肢体不自由」の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［14］。

遊具や道具等を使用する際の上肢の動かし方などの［ア］の状態やその［イ］，小さな物を手で握ったり，指でつまんだりする［ウ］の状態を把握する。また，筆記能力については，文字の大きさ，運筆の状態や速度，筆記用具等の補助具の必要性，特別な教材・教具の準備，コンピュータ等による［エ］の必要性について把握する。

①	ア　粗大運動	イ　可動範囲	ウ　微細運動	エ　補助的手段
②	ア　微細運動	イ　可動範囲	ウ　粗大運動	エ　タイピング
③	ア　粗大運動	イ　バランス	ウ　微細運動	エ　音声入力
④	ア　微細運動	イ　バランス	ウ　粗大運動	エ　補助的手段
⑤	ア　粗大運動	イ　最大筋力	ウ　微細運動	エ　タイピング
⑥	ア　微細運動	イ　最大筋力	ウ　粗大運動	エ　音声入力

kyosai-guild.jp

〔15〕 次の記述は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説　総則編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月）「第2編　幼稚部教育要領解説　第2章　総説（教育課程の基準と編成）第7節　特に留意する事項　4　障害種別ごとに留意する事項」の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［15］。

肢体不自由のある幼児は，身体の動きに困難があり，様々な活動に周囲の大人の援助を必要とすることが多いため，主体的に活動しようとする気持ちが十分育たなかったり，幼児同士での関わりが不足し，［ア］力が育たなかったりする場合がある。今回の改訂では，肢体不自由のある幼児に対する［イ］関わり方を改めて明確にするため，「進んで身体を動かそうとしたり，活動に参加しようとしたりする態度や習慣を身に付け，［ウ］への参加ができるようにすること。」を示し，幼児の主体性の育成と幼児同士の関わりを大切にすることを求めることとした。その実現のためには，幼児の［エ］や上肢，下肢の動き等に配慮し，幼児が自ら進んで身体を動かそうとしたり，表現しようとしたりする環境を整え，幼児の主体的な活動を引き出すように指導方法を工夫する必要がある。

①	ア　対人関係の	イ　幼児同士の	ウ　遊び	エ　生活リズム
②	ア　傾聴する	イ　教師の	ウ　遊び	エ　生活リズム
③	ア　表現する	イ　保護者の	ウ　遊び	エ　姿勢保持
④	ア　対人関係の	イ　教師の	ウ　集団	エ　姿勢保持
⑤	ア　傾聴する	イ　保護者の	ウ　集団	エ　健康状態
⑥	ア　表現する	イ　幼児同士の	ウ　集団	エ　健康状態

kyosai-guild.jp

〔16〕 次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引」（令和３年６月）「第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅳ　肢体不自由」の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［16］。

（前略）脳性まひ等のある肢体不自由のある子供の場合は，筋緊張等によって身体からの［ア］をフィードバックして，行動したり，表現したりすることに困難が生じやすいため，注視，追視，協応動作等の困難が見られる。その場合，例えば，目の前にある興味のある玩具等の対象物を注視したり，ゆっくり動く対象物を［イ］したりする力を高め，対象物に手を伸ばしたり，倒したりすることで目と手の動きを［ウ］させていく指導内容などが考えられる。また，見えにくさへの対応としては，［エ］を減らし，提示する情報量や提示の仕方を配慮するとともに，教材，教具の工夫も求められる。

① ア　感覚情報　イ　追視　ウ　協調　エ　不要な刺激
② ア　感覚情報　イ　観察　ウ　協調　エ　視覚的手がかり
③ ア　感覚情報　イ　追視　ウ　調整　エ　視覚的手がかり
④ ア　運動情報　イ　観察　ウ　調整　エ　不要な刺激
⑤ ア　運動情報　イ　追視　ウ　調整　エ　不要な刺激
⑥ ア　運動情報　イ　観察　ウ　協調　エ　視覚的手がかり

kyosai-guild.jp

〔17〕 次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引」（令和３年６月）「第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅴ　病弱・身体虚弱」の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［17］。

病弱・身体虚弱の子供は，小中学校等の通常の学級で，健康面や［ア］等に留意しながら学習していることが多い。この場合の留意事項としては，教室の座席配置，休憩時間の取り方，体育等の実技における配慮等の指導上の工夫や，体調や服薬の［イ］を徹底することなどがある。

近年は，医療の進歩とともに，例えば，糖尿病における血糖値測定や［ウ］，心臓疾患における酸素の使用など，支援を受けつつ通常の学級での学習が可能となる子供が増えている。このような子供については，本人がこれらの測定やその数値を踏まえた対応ができるようになる，又は酸素ボンベ等の医療機器を本人が［エ］ようになることが大切である。

①	ア　安全面	イ　自己管理	ウ　自己注射	エ　操作できる
②	ア　安全面	イ　実態把握	ウ　血圧測定	エ　持ち運べる
③	ア　生活習慣	イ　自己管理	ウ　体温測定	エ　操作できる
④	ア　生活習慣	イ　実態把握	ウ　自己注射	エ　持ち運べる
⑤	ア　学業面	イ　自己管理	ウ　血圧測定	エ　操作できる
⑥	ア　学業面	イ　実態把握	ウ　体温測定	エ　持ち運べる

kyosai-guild.jp

〔18〕 次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引」（令和３年６月）「第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅴ　病弱・身体虚弱」の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［18］。

［ア］に手術等を受けている場合には，その治療過程で運動や日常生活上での様々な制限を受けていることが多いため，学習の基礎となる体験が不足することがある。そのため，［イ］には，一対一での遊びや，集団での遊び，家族の中での生活などを経験させることが重要である。また，食物アレルギーの子供の中には，食べてはいけない食物を，分からないうちに食べて，その結果，アレルギー症状が出てしまい，身体を掻（か）きむしったり，泣き出したりすることがある。そのため，子供にも食物アレルギーについての基本的な知識を身に付けさせるとともに，［ウ］できるように食物制限の必要性などについても，［イ］から指導することはとても大切なことである。

食物アレルギーは［イ］に症状が出なくなっても，就学後に別の食物（甲殻類等）で現れたり，子供によっては急に食物依存性運動誘発アナフィラキシーとなったりすることがあるので，学校では［エ］を確認しておくことが必要である。

（後略）

①	ア	乳児期	イ	学齢期	ウ	他者に開示	エ　既往症や成育歴
②	ア	乳児期	イ	幼児期	ウ	自己管理	エ　給食献立表
③	ア	乳児期	イ	幼児期	ウ	他者に開示	エ　診断書やお薬手帳
④	ア	乳幼児期	イ	幼児期	ウ	自己管理	エ　既往症や成育歴
⑤	ア	乳幼児期	イ	学齢期	ウ	他者に開示	エ　給食献立表
⑥	ア	乳幼児期	イ	学齢期	ウ	自己管理	エ　診断書やお薬手帳

kyosai-guild.jp

〔19〕 次の記述は、「特別支援学校学習指導要領解説　各教科等編（小学部・中学部）」（平成30年３月）「第３章　視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科　第５　病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校　１　指導内容の精選等」の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［19］。

病弱者である児童生徒は入院や治療，体調不良等のため［ア］や学習できない期間（学習の空白）などがあるため学びが定着せず，学習が遅れることがある。また，活動の制限等により学習の基礎となる体験が不足するため，理解が難しい場合がある。さらに，［イ］等も個々に異なっているので，各教科の指導計画の作成に当たっては，個々の児童生徒の学習の状況を把握するとともに［イ］や［ア］，発達の段階や特性等も考慮する必要がある。

各教科の内容に関する事項は，特に示す場合を除き取り扱う必要がある。しかし，具体的な指導内容は児童生徒の実態等を踏まえて決定するものなので，［ア］等がある場合には，基礎的・基本的な事項を習得させる視点から指導内容を［ウ］など，効果的に指導する必要がある。また，各教科の目標や内容との関連性を検討し不必要な重複を避ける，各教科を合わせて指導する，［エ］指導を行うなど，他教科と関連させて指導することも大切である。

① ア　学習時間の制約　　イ　潜在能力　　ウ　精選する
　 エ　教科横断的な

② ア　学習時間の制約　　イ　病気の状態　　ウ　精選する
　 エ　教科横断的な

③ ア　学習時間の制約　　イ　潜在能力　　ウ　限定する
　 エ　チーム・ティーチングによる

④ ア　参加可能な教科等の制約　　イ　病気の状態　　ウ　限定する
　 エ　チーム・ティーチングによる

⑤ ア　参加可能な教科等の制約　　イ　潜在能力　　ウ　下学年対応とする
　 エ　疑似体験的な

⑥ ア　参加可能な教科等の制約　　イ　病気の状態　　ウ　下学年対応とする
　 エ　疑似体験的な

kyosai-guild.jp

〔20〕「小学校等における医療的ケア実施支援資料」（令和３年６月）に示された、気管切開部の管理について教職員が教育活動を行うに当たって留意することとして**適切でないもの**を、次の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は 20 。

① 気管カニューレが抜けた場合でも急速に呼吸状態が悪化することはないため、落ち着いて対応することが重要である。

② 気管切開をしていても、スピーチバルブなどを用いることで発声することができる場合もある。

③ 気管孔周辺に外的な力（例：押したり、ボールをあてるなど）がかからないように注意する。

④ 首を反った際に、カニューレホルダーが付いたまま、気管カニューレが抜けることがあり、ガーゼや衣服、スカーフなどで抜けたことに気が付かない場合があるので注意する。

⑤ 口から食べることができない場合は、代替栄養法として経管栄養を行うことになるが、事前に医師や看護師等と対応について確認しておく。

⑥ 活動中に人工鼻が外れた際の対応について、事前に医師や看護師等に確認しておく。

kyosai-guild.jp

〔21〕 小学校等においては、市町村教育委員会等が策定したガイドラインなどに基づき、校内で組織的に医療的ケアを実施することができるようにするため、校長、担任、養護教諭、学校医、医療的ケアに知見のある医師、主治医、看護師等などで構成される医療的ケア安全委員会を設置するなどして、医療的ケアへの対応方法などを検討する必要があるとされている。この医療的ケア安全委員会において検討する内容として**適切でないもの**を、次の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［ 21 ］。

① 医師から看護師等への指示の方法など、医療的ケアの実施に係る計画書等の作成

② 関係者の役割分担や連携の在り方

③ 医療的ケア児の診断名や治療方針（投薬内容や医療機器の設定を含む）

④ 危機管理への対応を含む個別マニュアルの作成

⑤ ヒヤリ・ハット事例の蓄積・分析

⑥ 緊急時の対応方法

kyosai-guild.jp

〔22〕「障害者の権利に関する条約」（平成26年1月22日公布及び告示）の第二条において定義として挙げられているもので最も適切なものを、次の①～⑤のうちから選びなさい。解答番号は 22 。

① 「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

② 「言語」とは、あらゆる国や地域で使用されている音声言語や書記言語（方言も含む）をいう。

③ 「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、学校教育において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

④ 「合理的配慮」とは、国、都道府県、市町村が各管轄内において実施する、不特定の障害者を対象とした事前的措置であり、実施に当たって均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

⑤ 「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計により、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。

kyosai-guild.jp

〔23〕 次の枠内の記述は、「障害者の権利に関する条約」（平成26年1月22日公布及び告示）の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［23］。

> 1　締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び［ア］を確保する。当該教育制度及び［ア］は、次のことを目的とする。
> (a)　人間の［イ］並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
> (b)　障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な［ウ］まで発達させること。
> (c)　障害者が自由な社会に［エ］に参加することを可能とすること。

①	ア　学校教育	イ　潜在能力	ウ　程度	エ　効果的
②	ア　学校教育	イ　適応能力	ウ　限界	エ　積極的
③	ア　生涯学習	イ　潜在能力	ウ　最大限度	エ　効果的
④	ア　生涯学習	イ　適応能力	ウ　程度	エ　積極的
⑤	ア　福祉制度	イ　潜在能力	ウ　最大限度	エ　積極的
⑥	ア　福祉制度	イ　適応能力	ウ　限界	エ　効果的

kyosai-guild.jp

〔24〕 次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引」（令和３年６月）「第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅸ　学習障害」の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［24］。

学習障害とは，全般的に［ア］に遅れはないが，聞く，［イ］，読む，書く，［ウ］又は［エ］といった学習に必要な基礎的な能力のうち，一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり，うまく発揮することができなかったりすることによって，学習上，様々な困難に直面している状態をいう。

①	ア　知的発達	イ　話す	ウ　計算する	エ　推論する
②	ア　運動能力	イ　話す	ウ　記憶する	エ　理解する
③	ア　知的発達	イ　話す	ウ　計算する	エ　理解する
④	ア　運動能力	イ　見る	ウ　記憶する	エ　推論する
⑤	ア　知的発達	イ　見る	ウ　記憶する	エ　推論する
⑥	ア　運動能力	イ　見る	ウ　計算する	エ　理解する

kyosai-guild.jp

〔25〕「各教科等の指導におけるICTの効果的な活用について【概要】」（令和２年９月）に記載された、障害の種類とそれに応じた活用例の組合せとして最も適切なものを、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は 25 。

① 聴覚障害 ― 読み上げ機能の活用により内容理解の支援が可能になる。

② 知的障害 ― クラウド内にある録画した授業を体調のよい時にオンデマンドで受講できる。

③ 肢体不自由 ― スクリーンキーボード等の文字入力を支援する機器、ジョイスティック等のマウス操作を支援する機器、機能の一部をスイッチで支援する機器等を活用できる。

④ 視覚障害 ― 発話をテキスト変換することにより、授業のやり取りをタブレット等に表示することで視覚的に理解することができる。

kyosai-guild.jp

〔26〕 次の記述は、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（文部科学省　平成15年3月）「第２章　今後の特別支援教育の在り方についての基本的な考え方　１　特別支援教育における基本的視点」の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［26］。

特別支援教育とは、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象でなかったLD、ADHD、［ア］も含めて障害のある児童生徒に対してその一人一人の［イ］を把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、［ウ］や学習上の困難を［エ］又は克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行うものと言うことができる。

①	ア　自閉症スペクトラム	イ　教育的ニーズ	ウ　生活	エ　解消
②	ア　自閉症スペクトラム	イ　学習到達度	ウ　生活	エ　改善
③	ア　自閉症スペクトラム	イ　学習到達度	ウ　情緒面	エ　解消
④	ア　高機能自閉症	イ　教育的ニーズ	ウ　生活	エ　改善
⑤	ア　高機能自閉症	イ　学習到達度	ウ　情緒面	エ　改善
⑥	ア　高機能自閉症	イ　教育的ニーズ	ウ　情緒面	エ　解消

kyosai-guild.jp

〔27〕 特別支援教育に関する記述として、学校教育法に照らして最も適切なものを、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は 27 。

① 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができるが、小学部及び中学部を置かずに幼稚部又は高等部のみを置くことはできない。

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設けることはできないが、教員を派遣して教育を行うことができる。

③ 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

④ 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、各都道府県の教育委員会が定める。

kyosai-guild.jp

〔28〕 次の記述は、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）」（令和３年１月 26 日　中央教育審議会）「第Ⅱ部　４．新時代の特別支援教育の在り方について」の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［28］。

○　また，幼児教育段階，高等学校教育段階における特別支援教育を推進するための［ア］の充実に資するような方策や設置者を超えた学校間の連携を促進するための体制の在り方についても検討する必要がある。

○　障害のある児童生徒の様々な学びの場における学びの［イ］を高めるため，知的障害者である児童生徒に対する各教科等の在り方について検討を進めるとともに，各教科等の［ウ］に向けた積極的な取組が求められる。

○　知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科において育むべき資質・能力を着実に児童生徒に身に付けさせる観点から，国においては，各学校における指導の状況や学習者用デジタル教科書の在り方に係る検討の方向性に留意しつつ，［エ］（知的障害者用）を作成することが必要である。

① ア　センター的機能　　イ　連続性　　ウ　授業改善
　エ　著作教科書

② ア　センター的機能　　イ　質　　ウ　環境整備
　エ　著作教科書

③ ア　センター的機能　　イ　質　　ウ　授業改善
　エ　検定済教科書

④ ア　インクルーシブ教育システム　　イ　質　　ウ　授業改善
　エ　検定済教科書

⑤ ア　インクルーシブ教育システム　　イ　連続性　　ウ　環境整備
　エ　著作教科書

⑥ ア　インクルーシブ教育システム　　イ　連続性　　ウ　環境整備
　エ　検定済教科書

kyosai-guild.jp

〔29〕 次の記述は、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（通知）」（５文科初第1788号　令和６年１月17日）「教育分野　２　初等中等教育段階　(3) 相談体制の整備に関する留意点」の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［29］。

○　学校の校長（園長を含む。以下同じ。）は，特別支援教育の実施の責任者として，自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに，［ア］を発揮しつつ，特別支援学校のセンター的機能等も活用しながら，次の体制の整備を行い，組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要であること。

○　各学校の校長は，各学校における特別支援教育の推進のため，主に，後述する［イ］や校内研修の企画・運営，関係諸機関や関係する学校との連絡・調整，保護者からの相談窓口などの役割を担う教員を「［ウ］」に指名し，校務分掌に明確に位置付けること。また，校長は，［ウ］が合理的配慮の合意形成，提供，評価，引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し，学校において組織的に機能するよう努めること。

○　学校においては，幼児，児童及び生徒・保護者等からの相談及び現に［エ］を必要としている旨の意思の表明を受けた学級担任や［ウ］等と本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合には，［イ］を含む校内体制への接続が確実に行われるようにし，校長の［ア］の下，合意形成に向けた検討を組織的に行うことが必要であること。

① ア　高度な専門性　　イ　校内委員会　　ウ　特別支援教育コーディネーター
　エ　特別な教育的支援

② ア　リーダーシップ　　イ　職員会議　　ウ　特別支援教育コーディネーター
　エ　特別な教育的支援

③ ア　リーダーシップ　　イ　校内委員会　　ウ　サポートティーチャー
　エ　特別な教育的支援

④ ア　高度な専門性　　イ　職員会議　　ウ　サポートティーチャー
　エ　社会的障壁の除去

⑤ ア　リーダーシップ　　イ　校内委員会　　ウ　特別支援教育コーディネーター
　エ　社会的障壁の除去

⑥ ア　高度な専門性　　イ　職員会議　　ウ　特別支援教育コーディネーター
　エ　社会的障壁の除去

kyosai-gunma.jp

〔30〕 次の記述は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説　自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年３月）「第６章　自立活動の内容」の一部である。空欄［ア］に当てはまるものとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［30］。

１　健康の保持

⑴　生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。

⑵　［ア］

⑶　身体各部の状態の理解と養護に関すること。

⑷　障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。

⑸　健康状態の維持・改善に関すること。

①　情緒の安定に関すること。

②　コミュニケーションの基礎的能力に関すること。

③　病気の状態の理解と生活管理に関すること。

④　言語の形成と活用に関すること。

kyosai-guild.jp

〔31〕「障害のある子供の教育支援の手引」（令和３年６月）「第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅶ　自閉症」に示された自閉症のある子供の知能検査の結果から読み取れる特徴として**適切でないもの**を、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は 31 。

① 発達の水準は，移動運動などの運動的側面が比較的高く，社会性，情意，言語に比較的低い傾向が見られる。

② 言語を用いない動作性の課題（例えば，ＷＩＳＣ－Ⅳにおける下位検査項目「積み木模様」など）では，高い水準の結果を示すことがある。

③ 個人内差を把握することのできる知能検査では，例えば，ある分野の課題では低年齢段階を通過できなくても，別分野の課題では，高年齢段階の問題を通過することもある。

④ 言語の発達年齢は生活年齢よりも高いこと，類推などの能力が高いこと，一部の記憶能力がほかの能力より低いことなどが比較的共通している。

kyosai-guild.jp

〔32〕 次の記述は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説　自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月）「第7章　自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い　6　教師の協力体制」の記述として**適切でないもの**を、次の①～⑤のうちから選びなさい。解答番号は［ 32 ］。

① 自立活動の指導は，専門的な知識や技能を有する教師を中心として管理職の協力の下に一人一人の幼児児童生徒について個別の指導計画を作成し，実際の指導に当たることが必要である。

② 自立活動の指導において中心となる教師は，学校における自立活動の指導の研修全体計画等の作成に際し，担任や専科の教師，養護教諭，栄養教諭等を含めた全教師の要としての役割を果たすことを意味している。

③ 自立活動の指導は，幼児児童生徒の障害の状態によっては，かなり専門的な知識や技能を必要としているので，いずれの学校においても，自立活動の指導の中心となる教師は，それにふさわしい専門性を身に付けておくことが必要である。

④ 複数の障害種別に対応する特別支援学校においては，それぞれの障害種別に対応した専門的な知識や技能を有する教師を学校全体で育成し活用できるようにする必要がある。

⑤ 複数の障害種別に対応する特別支援学校においては，それぞれの障害種別に十分な対応ができるように，教師の専門性の向上を図るための研修等を充実させる一方で，他の特別支援学校との連携協力を図り，必要に応じて，自立活動の指導についての助言を依頼することなども考えられる。

kyosai-guild.jp

〔33〕 次の記述は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月）の記述として**適切でないもの**を、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は 33 。

① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。

② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。

③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

④ 障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育上の配慮をそれぞれ行う。これらは、「基礎的環境整備」の基礎となる個別的配慮であり、それを「合理的配慮」と呼ぶこととする。

kyosai-guild.jp

〔34〕 次の枠内の記述は、「障害者基本法」（平成23年8月改正）の条文の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［34］。

> 第十六条　国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と［ア］教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
>
> 2　国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその［イ］を尊重しなければならない。
>
> 3　国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その［ウ］を促進しなければならない。
>
> 4　国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の［エ］の整備を促進しなければならない。

①	ア	共に	イ	意向	ウ	相互理解	エ　環境
②	ア	共に	イ	希望	ウ	相互理解	エ　体制
③	ア	共に	イ	意思	ウ	相互協力	エ　施設
④	ア	同じ	イ	意向	ウ	相互協力	エ　施設
⑤	ア	同じ	イ	希望	ウ	相互協力	エ　環境
⑥	ア	同じ	イ	意思	ウ	相互理解	エ　体制

kyosai-guild.jp

〔35〕 次の特別支援教育（特殊教育も含む）に関する歴史的出来事を、年代が古い順に並べた組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は 35 。

ア 「通級による指導」制度化
イ 盲・聾学校就学義務化
ウ 特別支援教育の本格的実施（「特殊教育」から「特別支援教育」へ）
エ 養護学校就学義務化（及び訪問教育の本格実施）

① イ → エ → ア → ウ
② イ → ア → エ → ウ
③ エ → イ → ア → ウ
④ ア → イ → ウ → エ

kyosai-guild.jp

〔36〕 次の記述は、「小学校学習指導要領解説　総則編」（平成29年9月）「第3章　教育課程の編成及び実施　第4節　児童の発達の支援　2　特別な配慮を必要とする児童への指導　(1)障害のある児童などへの指導」の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［36］。

なお，通級による指導において，特に，［ア］において通級による指導を受ける場合には，学校間及び［イ］の連携の在り方を工夫し，個別の指導計画に基づく評価や情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要がある。

各学校においては，個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成する目的や活用の仕方に違いがあることに留意し，二つの計画の位置付けや作成の手続きなどを整理し，［ウ］を図ることが必要である。また，個別の教育支援計画及び個別の指導計画については，実施状況を適宜［エ］し改善を図っていくことも不可欠である。

①	ア　自校	イ　担当教師間	ウ　活用	エ　協議
②	ア　自校	イ　特別支援教育コーディネーター間	ウ　活用	エ　評価
③	ア　自校	イ　担当教師間	ウ　共通理解	エ　評価
④	ア　他校	イ　特別支援教育コーディネーター間	ウ　活用	エ　協議
⑤	ア　他校	イ　担当教師間	ウ　共通理解	エ　評価
⑥	ア　他校	イ　特別支援教育コーディネーター間	ウ　共通理解	エ　協議

kyosai-guild.jp

〔37〕 次の記述は，「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（令和４年４月 27 日）「第４　通級による指導の更なる活用について」の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［37］。

○　通級による指導の［ア］については、「自校通級」、「［イ］」、「［ウ］」それぞれの［ア］の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な［ア］の選択及び運用を行うこと。

○　［ア］の選択に当たっては、児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、自校通級や［ウ］を一層推進することが望ましいこと。なお、通級による指導の充実に関しては、［イ］に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、今後文部科学省において、関係者の意見を聴取するなどして、より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う予定であること。

○　また、地域全体で必要な指導を実施することができるよう、［エ］を超える学校の兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。

①	ア　指導形態	イ　巡回指導	ウ　訪問指導	エ　通学区域
②	ア　実施形態	イ　巡回指導	ウ　訪問指導	エ　通学区域
③	ア　指導形態	イ　訪問指導	ウ　巡回指導	エ　通学区域
④	ア　実施形態	イ　訪問指導	ウ　巡回指導	エ　行政区
⑤	ア　実施形態	イ　他校通級	ウ　巡回指導	エ　行政区
⑥	ア　指導形態	イ　他校通級	ウ　訪問指導	エ　行政区

kyosai-guild.jp

〔38〕 次の記述は、「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（平成31年3月20日　文部科学省）の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［38］。

健康状態がすぐれずに長期間欠席していた［ア］や訪問教育を受ける［ア］の指導上の工夫の一つとしては、遠隔教育などICTの効果的な活用による［イ］の増加等が考えられる。遠隔教育は［ア］と教師の［ウ］による指導を代替するものではなく、あくまで［ウ］による指導を補完し、教育の充実につなげるものとして活用されるべきものである。例えば、［ア］の体調不良が続く等の理由により、通学することが困難な場合に、徐々に学校生活に適応できるよう、まずは、［エ］型の授業配信やICT機器を活用した在籍校等の交流などを実施することも考えられる。

①	ア　病弱児	イ　交流機会	ウ　オンライン	エ　録画視聴
②	ア　医療的ケア児	イ　交流機会	ウ　ベッドサイド	エ　同時双方向
③	ア　病弱児	イ　交流機会	ウ　対面	エ　録画視聴
④	ア　医療的ケア児	イ　指導時間	ウ　オンライン	エ　同時双方向
⑤	ア　病弱児	イ　指導時間	ウ　ベッドサイド	エ　録画視聴
⑥	ア　医療的ケア児	イ　指導時間	ウ　対面	エ　同時双方向

kyosai-guild.jp

〔39〕「障害のある子供の教育支援の手引」（令和３年６月）に示された、吃音のある児童・生徒への指導に関する記述として最も適切なものを、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は 39 。

① 音読の場合、他者と一緒に声を合わせて読むなどの方法によって流暢性が得られることが多い。この方法で得られる流暢性は、一時的な体験にとどまらないため、流暢に話すことを強調し過ぎる必要はない。

② 苦手な場面や特定の語音に対する緊張を解消することは、子供の社会生活の充実やその自己実現を図る上で大切な指導であるため、自分が苦手な場面を想定して特定の語音を繰り返し練習したり、緊張の高い場面から低い場面へと段階的に練習したりする指導がある。

③ 時に流暢でなくても、吃音がある子供が伝えようとしているメッセージを受け取ることや話の中身に耳を傾けることなく、話し方を子供に注意することが必要である。

④ 子供と教師との温かな人間関係の中で、自分自身や吃音について話し合うなどして吃音に向かい合い、自分の考えや見方を整理し、見直し、本来の自己を再発見することができるような指導が必要である。

kyosai-guild.jp

（白紙）

kyosai-guild.jp

令和８年度実施　横浜市公立学校教員採用候補者選考試験【夏実施】
教科専門試験［特別支援学校］　　正答及び配点

解答番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
正答	①	③	③	③	③	⑥	③	②	⑤	⑥
配点	3	2	3	2	2	3	2	2	3	3
解答番号	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
正答	④	⑤	④	①	④	①	①	④	②	①
配点	3	2	2	2	2	3	2	2	2	2
解答番号	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
正答		①	③	①	③	④	③	①	⑤	③
配点		3	3	3	2	3	3	3	3	3
解答番号	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
正答	④	①	④	①	①	⑤	⑤	⑥	④	
配点	3	3	3	3	3	3	3	3	3	

kyosai-guild.jp